

【研究ノート】

# 「公共哲学」の不在と日本の課題 ——「公私二元論」から「私・公共・公」三元論社会へ——

長 坂 寿 久

渡辺龍也先生の名誉教授ご就任おめでとうございます。フェアトレードについて共に研究し、日本でフェアトレード活動を共に展開してきた仲間として、今後ともさらにフェアトレードの興隆に向かって共に考えることができると願っております。

本稿は、これまでフェアトレード活動などに関わることを通して、またさまざまな国際 NGO 活動の研究を通して、日本の課題について思い悩む中で辿り着いた筆者の現時点での思い——「公共哲学」教育という課題——について綴りたいと思います。

内容は、第1章は「公共哲学」について、第2章は日本における公共哲学不在について、第3章は明治における日本の公共哲学者・横井小楠と、ヨーロッパで公共哲学の嚆矢に触れたに違いない渋沢栄一について、第4章は日本における公共哲学教育の必要性について（むすび）です。

## 第1章 公共哲学（Public Philosophy）の時代

### 1. はじめに——公共哲学とは

公共哲学については、ウォルター・リップマン、J・ハーバーマス、ハンナ・アーレント、マイケル・サンデル等々、現在では多くの哲学者が知られており、さまざまなアプローチや展開が行われているが、本項では主権論の側面について取り上げる。

主権の概念が西欧近代国家に登場したのは16世紀であり、19世紀末から20世紀に入って確立されてくる。現代の主権論の中核となっているのは公共哲学で

ある。公共哲学の思考プロセスは次のようなものである。

簡単に言えば、「私」(individual) がいて、人間とは何か、自分とは誰かと問い、自己利益(私益)を考える。しかし社会には自分以外の「他者」(others) がおり、「私」は「他者」にアプローチし話し合い(コミュニケーション)、熟議する。その熟議の場を「公共圏」(public sphere/space) という。その結果できた合意が「公共益」(public interest) である。そして、その公共益を守り、拡大するために私たちは政府(国家)、つまり「公」(official/government) を造ってきたのである。

このように現代の民主主義国家における主権論は「私⇔公共⇔公」の三元論になっている。「私」と「公」を媒介する最も重要な概念が、私と公との間にあり、私と公を媒介する「公共(圏)」である。

絶対王政から近代国家が誕生した時、その国家を republic (共和国) と名付けたように、その語源である public という言葉はヨーロッパでは(世界ではとすべき)、特別の深い歴史的意味がその背後には存在する。現代の主権論としての公共哲学が、現代の民主主義に基づく世界システムの基本構造を造り上げているのである。

公共哲学の主権論には「領域主権論」という考え方がある。因みに EU (欧州連合) 条約は、「補完性 (Subsidiarity) 原理」を基本とする旨規程しているが、これは領域主権論に基づく公共哲学を踏まえて条約が制定されていることを意味する。

## 2. 公共哲学の系譜

主権論の系譜を簡単に振り返ってみる<sup>1)</sup>。

フランスのジャン・ボダン (Jean Bodin, 1529~1596) は国家主権論を唱えた。彼の主権論は、国家が絶対的にしてかつ永続的な権力を持つというもので、「国家絶対主権論」である。彼の主権論が近代以降の中央集権的国家論を基礎付

1) 筆者は、公共哲学について、東京基督教大学名誉教授の稲垣久和先生から NPO 公共哲学研究会 (NPO 研修・情報センター主宰)、稲垣先生主宰の「公共福祉研究会」など様々な研究会を通してご教示を受けた。ここに記す内容の多くは稲垣先生からのご教示に多くを依存している。記して深く感謝申し上げたい。

けてきた。トマス・ホブズ (Thomas Hobbs、1588～1679年) も、強い主権をもった国家を定義し、ボダンの系譜に属する。

これに対して、ヨハネス・アルトウジウス (Johannes Althusius、1557～1638) は、ボトムアップ自治を主体とした政治思想を発展させた。ボダンが王権を公認する全体主権論に対して、アルトウジウスは「多層的秩序」の思想を構想し、「ボトムアップ主権論」「分割主権論」を導き出した。

アルトウジウスは、三〇年戦争などを背景にオランダの商人階級を中心とする連邦主義の台頭と“黄金時代 (ゴールデン・エイジ)” (17世紀のオランダはこう呼ばれている) を見て連邦主義の理論家となった。都市や小規模共同体の自治を擁護し、多数の集団が固有の権利義務をもち水平的なコミュニケーションをベースとする「ボトムアップ主権」を唱えたのである。

アルトウジウスはドイツ人だが、オランダのエムデンでカルヴァン派の神学者として、法学者・政治学者として活躍した。彼自身もオランダのスペインに対する独立戦争と、自治の動きに影響を受け、またオランダの共和制への動きも彼の哲学によって影響を受けた。共和制 (republic) は、publicが語源であるように、アルトウジウスの哲学は公共哲学の源流となってきた。

当時の神聖ローマ帝国時代には、皇帝側は皇帝の代表権の主張にボダンを使い、その後の絶対王政はホブズを利用した。反皇帝側は自分の領地内の諸権利の主張にアルトウジウスを引用した。しかし、その後の時代は、軍事力を追求する時代となり、ボダンの主権概念 (絶対主権国家) の方が生き残っていった。

ジャン＝ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau、1712～1778) は、『社会契約論』(1762) で、人民主権論を唱えた。彼の主張は「民の公共」が「政府 (公)」を動かす直接民主主義的公共哲学の原像となった。しかし、実際には彼の思想は、フランス革命 (1789) 政府のナショナリズム政治哲学として利用されてしまった。一般意志という愛国心の純粋性を強調することによって、偏狭なナショナリズムを生み出し、国家主権の絶対性をより強化することに使われてしまったのである。

ジョン・ロック (John Locke、1632～1704) は、「市民政府論」で、「政府が市民の所有権や信仰の自由を侵害するようなことがあった場合には、人々は訴えてでも政府に抵抗する権利がある」と唱え、18世紀のカント (Immanuel

Kant,1724～1804) は「世界市民的公共性 (国際公共思想)」として、「一般意志」をより普遍的な世界市民の意志あるいは人権の理念としてとらえるなど、主権論には多くの議論と系譜がある。

### 3. カイパーの領域主権論

こうした主権論の中に、「領域主権論」(sphere sovereignty) というものがある<sup>2)</sup>。この主権論を導き出しているのが「補完性の原理」という思想であり、前述のように現在の EU (欧州連合) の基本哲学となっている考え方である。

領域主権論はオランダの神学者アブラハム・カイペル (Abraham Kuyper, 1837～1920、以下は英語読みのカイパーと表示) が提示したもので、「領域主権」の英文 sphere sovereignty) は、カイパーが使用したオランダ語 (soevereiniteit in igen kring) の英訳である。

カイパーはアムステルダム自由大学の創設者であり、ジャーナリストであり、オランダで最初の大衆向け日刊紙「デ・スタンダード」を創刊し、50 年間にわたり編集長を務めた。また政治家として、政党を設立し、40 年にわたり党首を務め、一時首相も務めた。多くの神学論を書き、批評を行い多くの著書を出版し、オランダ改革派教会から分離して新しい教団も設立した。

彼が 1879 年に設立した政党名は「反革命党」で、フランス革命への反対という意味である。フランス革命のような無神論に毒された自由主義に反対するという趣旨で、自由主義との思想的対決を強調し、宗派系 (キリスト教会) の学校に対する公的補助の導入を中心的な要求に掲げた。オランダではこの政策が功を奏し、後のオランダの宗派・信条別の社会構造としての「柱状社会」(多極共存民主主義) を促進した<sup>3)</sup>。反革命党は 1888 年の選挙で下院の過半数を制し、宗派連合政権が誕生し、カイパーは 1901 年から 05 年まで首相を務めた。

カイパーは、アルトゥジウスのボトムアップ思想を 19 世紀末に再発見し、

2) アブラハム・カイパーの「領域主権論」については、・稲垣久和『宗教と公共哲学—生活世界のスピリチュアリティ』(公共哲学叢書 6) 東京大学出版会、2004 年／・リチャード・J・ユウ『アブラハム・カイパー入門—キリスト教世界観・人生観への手引』稲垣久和・岩田三枝子訳、教文館、2012 年／・ピーター・ソマース・ヘスラム『近代主義とキリスト教—アブラハム・カイパーの思想』稲垣久和・豊川慎訳、教文館、2002 年／等々。

「領域主権論」としてまとめた。「領域主権」とは、「市民社会の各領域に分散されて委託された主権で、この委託された主権は市民社会の各制度に分権される」という思想である。つまり主権の分散化論で、カイパーは次のように述べている。

「神は主権を国家（国家主権）あるいは人民（人民主権）に委託するだけでなく、市民団体（公共圏）という領域（領域主権）にも委託する。国家は権利を委託された諸領域の一つに過ぎない。「各文化的領域は、神の創造の計画の中では各々の場をもっており、それぞれが神の支配の基に直接置かれている」。

「主権は国家のみがもつものではなく、家庭、学校、企業や様々な自由結社もまた主権をもっている。主権は生のニードのあるところに分け与えられている。これら諸領域は、「国家から自立し、国家から干渉されない主権をもっている……政府はこれを保護する役割を担う」。「領域主権は神から与えられたものであり、もしそれを国家が侵犯するとき、神の支配への侵犯となり、国家への抵抗は罪ではなく義務である」。

カイパーが好きだった言葉の一つが「多様であること」だったという。聖書は権力の分離を描写しているとカイパーは言う。つまり、主権は人民のみならず、家庭、企業、NPO・NGOなどの結社にもあるという主権の分散化の哲学である。

前述のアルトウジウスはルソーにも強い影響を与えたといわれている。アルトウジウスの考え方は実質的に人民主権論であり、領域主権論である。個人・市民・家庭・血縁・教会、同業組合、相互扶助組織、市民団体など多様な社会的グループが中間団体としての固有の役割と機能をもち、つまり主権を与えられているという点で、領域主権論の源流となっている。

私たちは公共益を追求するために公共圏における活動基盤として「中間団体」（インターメディエイト・アソシエーション）を作ってきた。労働組合、協同組

---

3) 柱状社会（多極共存民主主義）とは、オランダは19世紀末から1960年代頃までは、プロテスタント、カトリック、ユマニズム、社会民主主義といった宗派・信条別の社会構造となっており、例えばカトリックの人はカトリックの人々が住む地域に住み、カトリックの学校、病院、住宅協会、スホーツクラブ、労働組合、経営者団体、政党、メディア、農民団体、高齢者団体などに所属するという、縦割りの社会構造の中に属し生活していた。この柱状社会は60年代後半以降は次第になくなっていき、今では表面的にはほとんど目立たなくなっているが、依然心情的にはこの精神は活着しているように思える。長坂寿久『オランダを知るための60章』（第46章参照）、明石書店、2007年。

合、NPO・NGO・CSO（市民社会団体 Civil Society Organization）、さらに企業も、そうした「公共」（public）論の一環をなすものである。この中間団体論は、公共哲学では中心的に重要な意味をもつものとなっている（以下、これら中間の市民活動団体を NPO という言葉で代表させる）。

カイパーの主権論は、中間団体論として捉えると、NPO も委ねられた範囲内で国家（政府）と同等の主権をもっていることを意味する。カイパーは、「生活、生命のニーズのあるところこそ、関心をもった諸団体が形成され、それぞれの生活領域ごとに自主的な規範がボトムアップにつくられ、公の機関はそれを補完する」とする。

「国家（政府）から指導されるのではなく、個人と自由結社としての市民グループの下から湧き上がる生の意欲とモラルと社会的責任感が生き生きと市民社会を形成する」のである。市民団体である NPO という中間集団には、ボランティア（自発性）であるという自己の意志が介在しており、その故にそれが成熟した市民社会を形成するという考え方である。

## 第 2 章 公・私二元論の日本——「公共益／公共圏」不在の日本

### 1. 日本の「公共圏／公共益」の喪失と公私二元論<sup>4)</sup>

主権について、前述のように、世界は「私・公共・公」の三元論を前提としているのに対して、日本は世界でもめずらしく「公・私二元論」の国となっている。近代国家・日本の形成において、明治政府は公共圏で主権者たちが熟議し、公共益に合意するのを待っていては、列強の進出に抗し難いとでも考えたのか、「公」（天皇・政府）が「公共（圏）」を乗っ取ってしまったのである。つまり、社会のこと、世の中のこと、生活のことは、「公」に任せておけばいい。「公」の配慮に

4) 日本における「公共哲学」研究は、学界による議論の場として 1993 年に京都大学内に「京都フォーラム」が設置され、『公共的良識人』という冊子（紙）が定期発行され、内容が紹介されてきた。1998 年に「公共哲学共同研究会」が設置され、以後全国の哲学者を集めて定期的に研究会を重ねてきた。その内容は東京大学出版会から『公共哲学』シリーズ全 20 巻 / 2001～06）、『公共哲学叢書』シリーズ全 9 巻、『公共する人間』[全 5 巻] 等、40 冊以上が出版されている。

文句を言うのは我が儘だ、等。公共圏を乗っ取り、公・私二元論構造を造りあげたのが、「現人神としての天皇制」であり、「滅私奉公」「官尊民卑」や、教育勅語などでの教育思想であり、隣組など国民の「公」への依存・監視システムの構築であった。その残滓は戦後80年になろうとする現代にも、「村度文化」等々、依然日本を国際的に異様な社会システムとして顕在化させてしまう考え方が強く残り続けている。自由民主党の長期の実質一党独裁体制もその一つである。

しかも、これまで政府がやってきたことは、市民活動促進法といった〈市民〉の名称は使われなかったものの、「特定非営利活動促進法」という名称で、NPO（中間団体）の影響力の拡大策の導入を行ってきたが、他方では「公共」という言葉を教育基本法から平成18年の改定において放逐し、自民党の現行憲法改正案は、現行憲法に4箇所ある「公共」という言葉はすべて排除されている。

また、日本語自体に public の訳語としての「公共」という言葉には、公共哲学的概念はまったく含意されず、放逐されている。広辞苑（岩波書店）第六版（2018年）で、「公共」を引くと、「社会一般、おおやけ」とのみ出てくる。この項には公共の四文字熟語がいっぱい収録されている。「公共哲学」という言葉もこの第六版から収録されるに至っている。

新たに収録された「公共哲学」は、次のように紹介されている。「市民的な連帯や共感、批判的な相互の討論にもとづいて公共性の蘇生をめざし、学際的な観点に立って、人々に社会的活動への参加や貢献を呼びかけようとする実践的哲学」。

また、「公共性」も収録されており、「広く社会一般に利害や正義を有する性質」とある。さらに、重要な概念である「公共圏」については、「共通の関心を持つ人々が、社会のあり方や社会的利益について討議する場（ハーバーマスの用語）。各種の会議のほか、放送・新聞・雑誌・インターネットなど」とある。

「公共」を広辞苑第六版でさらに追跡すると、「公共」には上記のように「社会一般、おおやけ」とのみあり、この内「おおやけ」を引くと、まず「公」という漢字が充てられており、意味として「天皇、皇居、朝廷」が最初に、次いで「政府、官庁、国家」などがあり、最後に「社会また世間」「表だったこと、公然」「公共、公明、公正」などと出てくる。次いで「公」を引くと、まず「おおやけ、朝廷、官府、国家」とあり、次いで「社会、世間、主君」などと出てくる。天皇



制関係が第一義で、次いで「国家」的なもの、最後に「明らかなこと」等の意味が出てくる。

この公共をめぐる日本語の展開自体に、すでに三元論から二元論へ、「公共」が「公」に乗っ取られるカラクリが内蔵していることに気付く。

では、public interest に相当する「公共益」という言葉はどこにあるのか。広辞苑の中には見当たらないのである。ランダムハウス英和大辞典を引くと、the public interests は「公益」と訳されている。つまり日本語として public interest を直訳した「公共益」という日本語は存在せず、「公益」と訳されていることが分かる。それはつまり、公共哲学を明示的に説明しうるキーワードが日本語にはないということになる。

## 2. 公共は公に呑み込まれている

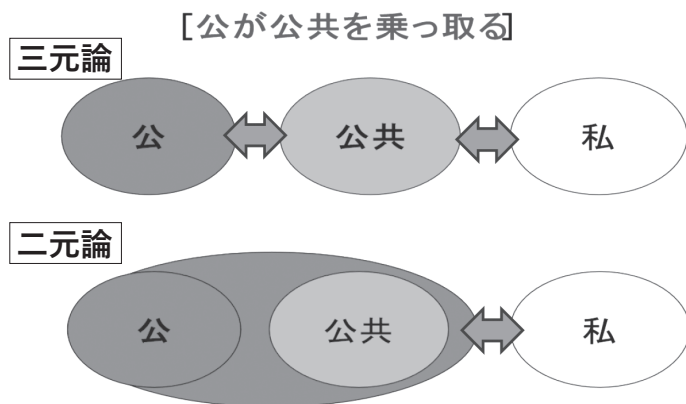
逆に、「公益」を広辞苑で引くと、「国家または社会公共の利益」と出てくる。つまり、日本語の「公益」には、「国家の利益」と「社会公共の利益」の二つが同時に含まれた意味となっており、公共哲学にとって最も重要な公共圏での合意 (public interest) は、公共益とは訳されず、「社会公共の利益」は、「国家の利益」の中へ、つまり「公益」に吸収され乗っ取られている姿が顕になっているのである。

外国向けには、公共益に相当する言葉が日本語にないとしても、痛くも痒くもないといえよう。「公益」は状況に応じて public interest と訳してもいいし、national interest などと訳してもいい (使い分ければいい) からである。

しかも、これは論理的にはおかしくはないように一見みえる。公共圏で合意した公共益を国家 (政府) の益 (国益=公益) と一体化させる政治行動、つまり公共圏で合意した公共益を守り、拡大させるために公 (政府) を造ったのだからである。

しかし、権力をもった政府は必ず墮落する。政府を運営する政党・党首の自己利益が次第に国家利益となって台頭し私益へと置き換わっていく。公共益と国 (公) 益とは必ず乖離してくるのは、まさに国家の歴史が示している。つまり、政府 (公) 益としての公益と、公共圏での合意事項としての公共益とは必ず乖離するが故に、二つの言葉は異なるし、区別しておく必要があるのである。





しかし、日本の場合、公共益は「公益」に取り込まれ、乗っ取られているのである。繰り返しになるが、再度強調しておけば、皆で話し合い（公共圏）、合意した「公共益」を、「公益」と言う「社会公共の利益」を含む概念から、「政府益／国益」、（昔なら天皇益）へと、私たちの頭の中をぐるりと半周させてしまい、「国益」へと取り替えてしまうトリックである。この思考転換のトリックが依然構築されたままであり、しかも「公共」という重要な言葉と概念を憲法改正によって喪失させようとするしつつあるのが現在の日本政府である。日本では、政府が国民に対して公・私二元論を強制する歴史を、言語体系を含めて作り上げてきたのだ。そのため皆のために働きたい、社会のために働きたい（公共のために働きたい）と考える「私」は、「私」を殺して「公」（政府や天皇）に尽くす以外に方法がなく、それが「公共精神（公共性）」の観念とされてきたのである。

このように、日本の明治以降の近代国家の構造は、『公』と『私』の二元論で成り立ってきた。昔に比べれば、日本にももちろん皆なが熟議する公共圏は存在するようになったが、残念ながら依然小さ過ぎ、公共圏がしっかり形成されているとは言い難い。

### 第3章 横井小楠と渋沢栄一と公共哲学

#### 1. 横井小楠——「公共」は明治維新の国造りの中心概念とならず

「公共」という言葉を最初に日本に紹介したのは、幕末の思想家・横井小楠(1809～1869)である(初出 1858年／嘉永6年)。横井は「天地公共の実理」という言葉を使って、いかなる国も規制する普遍的な「公共」の概念を引き出している<sup>5)</sup>。

公共の“公”は「公正・公平」、 “共”は「共なる精神」を示し、公儀・公論を尽くし「公共の政(まつりごと)」をなせと説いた。彼は「開かれた公共性」を国家の中核概念とすべきと説き、この点で、横井の「公共」は、「public」の概念とほとんど同じと思われる。

彼は熊本の出身で、坂本龍馬、勝海舟、松平春嶽などを通じて彼の思想は幕末に反映されていった。勝海舟が「おれは今まで天下で恐ろしいものを二人見た。それは横井小楠と西郷南洲とだ」と言ったことも巷間知られている。坂本龍馬が口癖のように使っていた「この国を洗濯する・・・」や、龍馬が突然船中で作ったという『船中八策』は、小楠の『国是七条』からのパクリであったことは今や広く知られている。

小楠の「公共」論は、実に体系立っている。まず、国際社会で国家はどのようなべきか。「天地公共の実理」によって、どの国とも信義をもって付き合う「有道の国」であるべきこと。(幕末の日本のように)どの国とも付き合わないなど「無道の国」となっては世界の中で信義ある国としての信頼を失うことになる指摘する。

「公共」の観念は、人々のみならず、国家にも通用する普遍的なものであるとする。つまり、国家も「私」(私益)となることがある(国家の私物化)ことを見抜き、国家をも国家的エゴイズムに陥った場合には「私」とみなす普遍的・批

5) 横井小楠に関する主な参考資料として、源了圓「特論Ⅱ 横井小楠における「公共」の思想とその公共哲学への寄与」、佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』、東京大学出版会、2002年／平岩直昭・金泰昌編『公共する人間3 横井小楠—公共の政を首唱した開国の志士』東京大学出版会、2010年／『横井小楠先生を偲びて・山崎政典述』(一九四九年)、横井小楠生誕二百年記念復刻、熊本県教育委員会／等々。

判的性格を備えていた。彼は国家帝国主義化も、「割拠見」と呼び批判し、国家は「公共の立場」に立って運営され、それによってこそ世界平和は実現される、と説いたのである。小楠は世界平和の構想を踏まえた国家論を説き、国際政治のレベルにまで「公共性」の理念を拡げていたのである。その中で、日本の役割は「世界の世話役に徹する」ことであると喝破していた。

徳川幕府（当時の日本政府）については、「私化」（私営の政（まつりごと））が行われており、「公共の政（まつりごと）」が行われていない。鎖国は徳川幕府が自己の集団利益を守るためにつくった社会体制であり、幕府は私営（私益）集団に墮している。つまり「無道の国」になっているとして批判した。

そして、「公共の政」はどのように行われるべきかについては、「公議・公論を尽くす」という前提の下に初めて実現されると説いた。小楠が書いた『国是七条』（1862年）の第五条は「大開言路、与天下為公共之政」とは、「大いに言路を開き（公議・公論を尽くし）、天下と公共の政をなせ」、という意味である。「公共の政」とは、「公議・公論に基づく政治」というのが小楠の政治理念（国是）であった。

この公議・公論の場がこれまで述べてきた「公共圏」のことである。その結果生まれた合意が公共益となる。公共（益）とは、熟議によってもたらされるという考え方である。私益に流されない公共益の議論が行われること。その公共益に基づいて政治（国家運営）を行うのが国家の役割であり、「公共の政」だというのが小楠の主張である。

明治元年、小楠は新政府に参加として出仕するが、翌二年（1869年）1月5日、参内の帰路暗殺される。享年61歳であった。彼の思想が、明治の新しい国造りの中心的思想となるチャンスはありえたと思うが、いささか早い死であった。その後の急激な軍国主義化の中で、彼を失った後、残された人々の中で彼の思想を吸収していく力はなくなっていた。小楠の思想は唯一、明治元年（1868年）の明治維新創設の基本理念を示した『五カ条の御誓文』の中の第1条「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」へ結晶として生き残っている。

その後の日本は、明治憲法発布（1889年）、教育勅語（1890年）等の導入によって、国民は天皇の臣民（赤子）となり、「大正デモクラシー」を謳歌した時もあったが、富国強兵策の中で、日本的な「公私二元論」が建国の精神として定

着していくことになった。

そして、「公共」という言葉は、その後は「公（天皇・政府・国家）と共に」という、「公」といつでも一体化してしまう日本語へと作り替えられ、公共益という言葉は放棄され、「公益」に一体化されていったのである。

## 2. 渋沢栄一とサン・シモン主義

明治の偉勳たちは、欧米を訪問し多くを学んできた。渋沢栄一、福沢諭吉、夏目漱石等々、彼らも「公共」や「公共圏」や「公共益」に出会ったに違いないが、public の概念を何となく感じつつも、ついに明確になることなく、明治の国粋的時代の「公私二元論」に巻き込まれていったのであろう。

その中で、渋沢栄一はパリ滞在中にその聲咳に接しショックを受ける。産業（企業）と社会との関係性について、そのショックの背後にある思想大系・哲学を知るよしもなかったが、彼はその片鱗に触れたが故に、それを日本に持ち帰り、自分が知っている「論語」を通してそれを説明するしかなかったのである。

それはマックス・ヴェーバー（1864-1920）がキリスト教社会で、経済発展や工業化の進展をプロテスタンティズムで説明したのと同様であろうと、私には思える（『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳、岩波書店）。

そのため、彼の経営論は国際的な枠組みの中で解説されず、狭い日本の中で、日本独特の日本的経営論としてのみ解説されてきてしまうことになった。しかし、今では、渋沢栄一の経営論の解説を読むと、「公共」「公益」という日本語が多く使われている。

渋沢の経営論は、いうまでもなく彼が、江戸時代最後の将軍・慶喜の弟、徳川昭武を公使とする 1867 年のパリ万国博覧会への遣欧使節団に随行して、パリをはじめヨーロッパを歴訪した 2 年弱（1867 年 1 月～68 年 11 月、パリでの滞在は 1 年半）の遊学経験を、近代的な経済立国へ転換していこうとする日本に当てはめていくことによってもたらされたものであり、それによって彼の経営論は独特の（本来なら正当な）先駆性と実践性をともなうものとなった。

それはシステムとしては、渋沢が訪欧前にフランスでちょうど構築された株式会社（渋沢が言う合本主義）と金融（銀行）制度の 2 つのシステムであった。

もう一つは、資本主義形成への精神的／社会的とらえ方であった。

渋沢栄一がサン・シモン主義の影響を強く受けていたことを紹介する、鹿島茂『日本の資本主義はどこからきたのか——渋沢栄一とサン・シモン主義』(2017)<sup>6)</sup>は、非常に興味深く刺激的である。サン・シモン主義は、フランスにおける産業革命と産業社会の発展期に決定的な影響を及ぼした。1850～60年代の第二帝政の国王・ナポレオン三世は、若き時代(ルイ・ナポレオン)にサン・シモンの産業社会論に強い影響を受け、国王になるとサン・シモン主義的社会改造計画を作成し、その思想に基づいてフランスの産業革命を、国王の強権をもって推進していった。

1867年のパリ万国博覧会もサン・シモン主義の産業体制構築の一環として計画されていたのである。この第二帝政ではクレディエ＝モビリエ(銀行)を創設し鉄道事業を展開したペレール兄弟や、パリ万国博覧会を立案し、英仏通商条約を締結してフランスを自由貿易主義に転換させたシュヴァリエなど、サン・シモン主義者が登用されていたのである。

そしてこのパリ万博の頃は、フランスは産業革命によって産業社会が発展し、封建体制から産業体制の新しい時代へ転換していた、ナポレオン三世にとって最も華やかな絶頂期であった。

この頃はすでにサン・シモン主義への取組みを通して、さまざまな産業体制の仕組み(システム)が作られていた。「株式会社」(渋沢はこれを合本主義と名付けた)システムを機能させるために、市民のお金を集める「金融システム」、とくに「銀行制度」が構築されたばかりであった。そして、産業化を推進するためにはモノ、ヒトの移動を促進する必要から、鉄道、経済システムとインフラの大改造時代のフランスの詳細を渋沢栄一に伝授したのが、昭武ミッションの受入れをまかされた、今でいえば在パリの日本名誉総領事の役割を担った、銀行家のフリュリ＝エラルであった。鹿島茂は、彼の銀行は「本家のサン＝シモン主義の流れに属する銀行」であることを突き止め、「渋沢栄一はフリュリ＝エラルを介して、サン＝シモン主義的社会・経済システムを学び、それを日本で開花させた」、この意味で『『日本資本主義の父』』と呼ばれる渋沢は、より正確には「サン

6) 鹿島茂の論文は、『日本の資本主義はどこからきたのか——渋沢栄一とサン・シモン主義』、「特集 外に出て『日本』を見直す6」(CEL, vol 115, 2017年3月)。

＝シモン主義的社會・經濟システムの日本における父」でもあったのだと記している。

渋沢は万国博覧会の賞牌授与式で国王の姿を見ており、その演説に深い感銘を受けたことを、演説の内容と共に記録している。18世紀と19世紀の革命と戦争に終止符を打ち、封建的な時代から産業的な時代へと移行することで、平和を築こうとする意欲を見せていたのである。

サン・シモン主義のテーマは、身分によらず、実力によって出世できる機会均等の社会をつくることであった。そのための社会の変革を提案し、最も有能なメンバー（実業家、科学者、芸術家、知識人、技術者等）が、連帯、企業精神、一般利益、自由と平和が君臨する繁栄した国にするために、フランスを可能な限り有益な形で運営するという任務を担う「友愛社会」を提唱した。サン・シモン主義運動は、その後現代の産業社会、消費資本主義を予見した思想として、また社会主義運動にもつながるものとなっている。サン・シモン主義も公共哲学につながる重要な源流の一つとなっているのである。

渋沢栄一がサン・シモン主義を理解していたかどうか、公共哲学を理解していたかどうかをここで論じているわけではない。彼はサン・シモン主義など「意識しないまま」、「日本に持ち帰り、当時としては短期間のうちにそれらのシステムを構築し開花させた」のである。しかし、開花はさせたが、その後定着したとはいえず、そして今、世界から日本へ、企業の社会との関係性についてその取組みの必然性が問われており、時代が今頃やっと渋沢栄一の経営論の重要性を問いかけるに至っている。渋沢栄一がその後の日本の経済的發展とその仕組みの構築に果たした役割は、どんなに評価しても高過ぎることはないが、サン・シモン主義や公共哲学と直接接する機会があったならばと考えてしまう。

渋沢は、明治1年（1868年）に28歳でフランスから帰国し、明治2年29歳では、静岡に引退している主君慶喜に謁見し、静岡藩で仕事を再開するが、早くもフランスで学んだアイディアとして静岡に商法立会を設立している。そして、この年、明治2年に明治政府に雇われる（民部省租税正）ことになる。

他方、横井小楠は明治維新（元年）となり、政府参与に就任する。一種の政府へのアドバイザー的な仕事である。しかし、明治2年1月5日、保守派の手で暗殺される。

もし、横井小楠がもう少し長生きし、渋沢栄一と出会うことがあったなら、渋沢はフランスで出会った出来ごとの意味と背景を確認できたかもしれない。そして、二人の出会いは、渋沢のフランスでの経験を、もっと明確に、国際的視野において捉え、何か新しいフュージョンを起し得た思想および経営論の体系とし得たかもしれない、それは公共哲学を日本に根付かせることになったかもしれない、と夢のようなことを、時々思うことがある。

## 第4章 公共哲学教育としてのグローバル・シティズンシップ教育（むすび）

### 1. グローバル・シティズンシップ教育の重要性

2022年度から高校でユネスコが推進する「グローバル・シティズンシップ教育」GCED (Global Citizenship Education) が必須化された。これにともない「デジタル・シティズンシップ教育 (GIGA スクール)」も制度化された。

GCEDの目的とは、「市民としての十分な役割を果たせる人材育成」および「民主主義社会をつくり・支える人材育成」の2点が挙げられている。具体的には、「市民としての行動 (アクション) の推進」と「ボランティアの高揚」にある、とユネスコは指摘している。

また具体的なアプローチとして「3つの責任リング」を挙げている。①自分自身 (私)、②周囲の人 (他者)、そして③世界 (SDGs) で、これによって、SDGsに向けて「他者」との合意形成 (つまり公共哲学の「公共圏」での熟議と合意) をいかに進めるか、世界の中で他者と共に生きる市民教育を通して、民主主義の活性化を図る教育と、GCEDを位置づけている。

つまり、①自分 (私) と②他者とが、公共圏において、世界 (SDGs) のことについて熟議し、合意 (公共益) し、それを公 (政府) の政策として施行し、公共圏の中間団体 (NPO等) と協働して実現していくというのが公共哲学の考え方である。

グローバル・シティズンシップ教育は、「SDGs目標4」〈質の高い教育をみんなに〉の [ターゲット 4.7] の達成を目標としている。

■ SDGs [ターゲット 4.7]: 〈2030年までに、持続可能な開発と持続可能な



イフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにする。)

## 公共哲学としての GCED

このユネスコのグローバル・シティズンシップ教育 (GCED) の目的は、すなわち、市民の社会参加を促す「公共哲学」教育のことである。欧米では現代の主権論としての、公共哲学教育は義務教育では基本的な教育事項であり、教養である。しかし、日本ではこの「公共哲学」という言葉自体がまだ珍しく、新しい。

日本の学校教育では、道徳の時間が導入されても、「公共哲学」が現代の生きる哲学として教えられることは未だ少ない。欧米の人々にとって、公共哲学は生きること、すなわち生活の基盤であり前提であるが、日本ではその言葉すら知っている人は未だ少ないと思われる。

このため GCED (教育) と言われても、それを教える教員の育成は極めて不足している。まずは GCED・公共哲学教育のできる教員の育成こそが何よりもまずは緊急である。

但し、日本でも高校教育において、「哲学」の授業を導入する学校が登場してきていることはお知らせしておきたい<sup>7)</sup>。また、哲学を教養科目として選択できる大学も増えているようである。アイルランド映画だが、小学校で哲学教育が行われている様子を描いたドキュメンタリー映画、『ぼくたちの哲学教育』が、日本でも今年 (2023 年 5 月) 上映された。実にいい映画だった。

■ 『僕たちの哲学教育』 (原題: Young Plato) (ナーサ・ニ・キアナン/デクラン・マッグラ共同監督、アイルランド・英・ベルギー・仏合作、2021 年)

北アイルランド、ベルファストの男子小学校で実施されている哲学の授業を 2 年間にわたって記録したドキュメンタリー映画。「暴力の連鎖を断ち切る、小学生向けの哲学の授業」が行われている。

7) 土屋陽介『僕らの世界を作りかえる哲学の授業』(青春出版社、2019 年) / 山脇直司『社会とどうかわるか 公共哲学からのヒント』(岩波ジュニア新書、2008 年) 等。

北アイルランド紛争によりプロテスタントとカトリックの対立が繰り返されてきたベルファストの街には、現在も「平和の壁」と呼ばれる分離壁が存在する。労働者階級の住宅街に闘争の傷跡が残るアードイン地区のホーリークロス男子小学校では「哲学」が主要科目となっており、「どんな意見にも価値がある」と話すケビン・マカリービー校長の教えのもと、子どもたちは異なる立場の意見に耳を傾けながら自らの思考を整理し、言葉にしていくことを学ぶ。宗教的、政治的対立の記憶と分断が残るこの街で、哲学的思考と対話による問題解決を探るケビン校長の挑戦を追う。

## 2. 公共哲学教育が普及すると、日本の何が変わるのか

国連を始め、各国の公共的機関、NGO、企業などがさまざまな国際比較調査を行っている。多くはいくつかの国を対象としたアンケート（インタビュー）調査の比較分析だが、しばしば日本がおかしい位置づけとなっているのを目にすることがある。そうした調査結果に違和感を覚えることもあるが、実はむしろ日本の異色さ・異常さを示す調査結果への同感を覚える方が多い気がする。

例えば、英 Charities Aid Foundation (CAF) が毎年行っている調査、「World Giving Index」がある。質問は3項目で、“この1カ月の内に”、①「寄付をしたか」、②「ボランティア活動をしたか」、③「見知らぬ人を助けたか」である。この回答を国別に集計し、順位化している。2022年版は119カ国（世界人口の90%）を対象にしている。2022年の日本の総合順位は118位、何と最下位から2番目である。コロナ禍で外と関わることができなかつたという言い訳は日本だけではないはず。それほど低いとは変だなと思いつつ、“この1カ月以内”（つまり年12回以上）という、対応の常習性／経常性を問っているところが肝だが、日本は常習性では相当落ちるだろうという感じは確かに納得する部分がある。

こうした国際調査結果への違和感というよりも同感することの方が意外と多い。筆者がフェアトレードなどの活動を通して感じる日本人の市民参加意識の低さについて、公共哲学の不在により感じられる課題について、つまり、日本のグローバル・シティズンシップ教育（GCED）が普及し、もし日本が世界の常識となっている公共哲学を踏まえた普通の国になったならば、〈日本における以下のような

な不思議なことは)、次々と改革・修正・補強されていくであろう、と思う。どんなことが起こると期待されるのか……以下にアトランダムに吐露させていただく。統計データがあるものと、筆者の単なる思い込みによる愚痴も含まれるのでご容赦いただきたい。(たくさんあるが、5点のみ以下に収録させていただく。)

■市民の社会参加——公共哲学教育を通して、日本でも市民の社会参加がもっともっと確固として増えていくであろう。社会参加はそれぞれの人々の人生の当然の生き方として多くの人に選択されていくであろう。今の学生たちも、社会と関わる活動を求める学生たちが増えていることは感じる。しかし残念なことに大学生活が終わり、就職すると共に、社会との関わりを経験を一旦すべて捨て去るかのような人が圧倒的にさえて見える。しかし、大学時代の社会との関わりを経験を人生として受け取る人は増えていくにちがいないだろう。

日本のNPOセクターは、世界の先進国の中でも最も小さいとみられている。もちろん日本でも昔から人々がボランタリーに、社会をよりよくすることを目的に、あるいは困っている人々に対して手を差し伸べる活動はいつも連綿と存在してきた。そして、1998年のいわゆるNPO法の導入以後、多くのNPOが登録され、市民活動は盛んになってきてはいるし、空気も変わってきていると思われる。しかし、国際比較をすると、日本の市民社会活動団体の数や市民の参加率は依然として低い状況におかれていると思われる(市民活動団体の国際比較データは、90年代までは存在したが21世紀に入ってから、そうした研究データは存在しなくなっている)。

もし日本で公共哲学が常識になれば、1998年に施行した「特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)」は、「市民活動促進法」へ、変更されるだろう。この法律が可決した頃の議員やお役人たちは、「市民」(Civil, Citizen)という言葉の理解が不十分で、国民が自分勝手な要求を強めてくる手段としてしか思っていなかったかのようだ。

また、いわゆるNPO法が導入されて以降も、日本では市民の社会活動は、一般的には胡散臭く思われていた。企業も迷惑なことだとは思っても、表向きには文句を言えない社会風潮がすでにあつた。つまり、市民の社会的活動は、表立った非難はできないものの、多くの大人たちにとっては、本音では依然「敬して遠

ぎける」という感情・姿勢が通常的であったと思われるし、今もそうだろうと感ぜられる。

日本の学生たちに、社会問題について友達と会話する度合いを聞くと、日本では恐らくその比率が最も（異常に）少ない国なのではないかとさえ感じられる。何故なのか学生たちに聞くと、「あいつ面倒くさい奴」と思われかねず、仲間から外されることになりかねないと思っているらしいのだ。

日本では地域における市民活動団体は、もちろんそれなりに活発ではあるが、継承されていないのが特色とっていい程だと、経験的に感じる。地域での市民活動を立ち上げると、設立した人が歳を取っていき、その人が活動できなくなるとその団体も解散となるケースが圧倒的だ。これが日本の地域の市民団体の宿命であるかのようだ。決して若い人たちに継承されていくということはない。あるとすれば、地域の青年団とか神社の祭礼の興しかつぎとか、自治体が予算などを組み、音頭をとって支援してきているものはその限りではない。

公共哲学教育が普及すれば、街中で市民に訴えるデモをする人々や回数はずっともっと増えることだろうし、デモの参加人数も増えるであろう。国会前のデモに集まる市民は何故、多くない（少ない）のだろう。昔の安保反対デモのような国会を幾重にも囲む人の波のデモはあったが、その後あのようなことは起こっていない。いくつかの小さな盛り上がりはあったが、その一つが2015年夏の安保関連法案に反対して、毎週金曜日夜にシールズ（SEALDs）が国会前抗議集会を主催した時で心強く思ったが、公共哲学教育が行われていれば、あれは例外的とはならないだろう。

デモは民主主義国ではどこでも、誰にとっても正当に認められる権利である。社会の歪みをデモによって知らせる、デモは自分たちの気づきを、改革点を公と公共に伝える最も重要な仕組みなのだから。

■村度文化——日本はまさに公私二元論の国であるが故に、お上に村度する文化が確固として定着してきた。その村度の強さ振りは、誰もがとくに組織の中で日常的に感じていることであろう。ジャーナリストの役割は「政府を監視する」ことにあるというのが国際的な常識だが、日本の現状は、ジャーナリズム／メディアには村度文化がはびこっていること、それはジャニーズ事件が象徴的かつ典型

的かつ通常的な事例として記憶されるであろう。公共哲学の普及は、「公共圏」の存在によって、村度文化は基本的には一定の（あるいは大きな）浄化作用が導入されることを意味するであろう。日本に村度文化が亡くなるなどというつもりはない。人間だから誰も他者を村度しながら生きているのだから。しかし、ジャーナリストの一角には、「国（政府）を監視する」役割としてのジャーナリズム精神を生き生きと体現しようとする人々は、もっと増えるであろう。

■靖国問題——日本における「公・私」二元論の典型例が靖国問題である。日本以外のどの国（ドイツもイギリスもアメリカ等々も）でも、戦争のために死んだ人々は「公共」の場で弔われている。従って、慰霊の場には、その国の主要な宗派の礼拝堂が設置され、人種や宗教に関係なく、あらゆる人々がそこには祀られ、皆が戦死者を弔う。

「私・公共・公」三元論では、戦争はもちろん政府（公）の命令によるものであり、それによって戦死した場合は、その国の「公共」のために奉仕すべく戦争に行かされたのだから、それは家族を守るため、コミュニティを守るため、まさに「公共」益と信じて戦争に行ったのである。従って、公共の場で弔うのである。

これに対して日本の「公・私」二元論の世界では、戦争に行った人々は、「私」から出て、「公」のため（国家のため、当時は天皇のため）に戦争に行き、「公」のために死んでいったことになる。従って「公」（政府／天皇）が弔うことになる。そこで政府（公）は戦争で亡くなった人々を弔う場所として靖国神社を唯一の場所として設定し、それ以外の場所で葬ることを頑なに拒否している。ある事例では、台湾の人で、日本軍に徴用されて戦死したので靖国神社に葬られたのだが、その後台湾の家族が本国で本国のお墓に葬りたいと懇願しても、靖国側からはむげもなく拒否されているという。

日本の方式はまことに歪んだ不思議な葬り方となっている。日本に「公共」の哲学（思想）が根付けば、靖国問題は自動的に解決されることになるだろう<sup>8)</sup>。

■自己決定権——グローバル・シティズンシップ教育（GCED）を通して、日本

8) 稲垣久和『靖国神社「解放」論——本当の追悼とはなにか？』（光文社、2006年）。

に公共哲学が定着していくに従い、国連憲章の訳も修正されていくであろう。

国連憲章第1条は、まさに最も重要な基本理念が書かれているはずである。その第1条第1項は、国家間のあり方の原則について規程し、第2項は各々の国に住んでいる一人一人の人間（国民）のあり方について規程されている。第2項は以下のとおりである。

☆ [国連憲章第1条第2項] 「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく 諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。」

そもそも分かりにくい訳だが、この原文（英文）は以下である。

★ [国連憲章第1条第2項] 「To develop friendly relations among nations based on respect for the principle of equal rights and self-determination of peoples, and to take other appropriate measures to strengthen.」

「自己決定権（the principle of self-determination）」という言葉は、人間の「平等（同権）（the principle of equal rights）」と同様、人間が生きていく上で最も重要な基本的人権に関わる言葉である。この言葉は、「国連憲章」第1条の第2項にあるのは、世界／地球のことを考える国連にとって、当時ですらそれだけ重要な言葉だったからである。

人間には誰も自分のことは自分で決定できる権利があるという、この重要な言葉は、日本語ではなぜ「自決権」といつまでも訳されているのだろうか。日本では基本的人権である「自己決定権」について、人の口にもメディア等でもほとんど聞いたり見たりすることがないのは何故だろうか。

各国は自国のことは自国で決めるという、内政不干渉という基準（システム）は1648年のウェストファリア条約で締結されている。この場合の自国の自決は、政府（公）による国の政策・方針の決定である。もう一つ「自決」とは、戦争中は捕虜になることを恥と教育され、自ら死を選ぶこと（自殺）を「自決」と言っていた。戦後すぐの頃の国連憲章の訳に関わった人々にはそうした戦前の思考で充満された知識を背景に、self-determinationに「自決」などという言葉しか浮かばなかったのであろう。

もう一度指摘すれば、第1条第1項は、国家間のあり方の原則であるが、第2項は各々の国に住んでいる一人一人の人間（国民）の生き方についての規程

(基本的人権)を守り合うことを約束したものだ。この言葉は、男女同権等々が次第に達成されつつある戦後 80 年を迎えつつある今、「自己決定権」は、さらに重要な権利と認識されるようになってよいであろう。公共哲学が理解されれば、この訳は少なくともすぐに見直され、修正されるであろう。

■倫理的消費の向上——日本では、フェアトレード商品などいわゆる倫理的消費への消費者の感度はどうしてこんなに低いのだろうかと思えばしる。いつも、近年あるいはそのうち必ず伸びるであろうと思いつくことによって、何とか活動を続けてきているという思いもある。世界のフェアトレード市場に占める日本のシェアは 1% 前後であろうと推計されている。なぜ、経済大国なのにこんなに小さいのか。同様に、フェアトレードを含む倫理的消費への認知度も、少しずつ上昇してきてはいるものの、日本は依然として低迷していると感じられる。公共哲学教育が進めば、フェアトレードを含め倫理的消費は少なくとも欧米並の、かなりの伸びが期待できるであろう。

そして、まちぐるみフェアなまちを目指すフェアトレードタウンや、フェアトレード教育を推進するフェアトレード大学の認定を目指す活動も各地域・大学で活発化し、認定を目指す活動も、欧米並にきつと急速に増えることであろう<sup>9)</sup>。

### 3. 『公』から『公共』を引き剥がすために

公共哲学による「公共」の概念の教育の普及は、日本での市民社会活動(NGO・NPO)の興隆をもたらすであろう。日本では公共は公に絡め捕られ、乗っ取られているので、私たちは、「公」から「公共」を剥がし取ることから始

9) 日本における倫理的消費の認知度については、渡辺龍也先生により 10 年間(2012-22 年)に渡る追跡調査が行われている。論文は、長坂寿久編著『フェアトレードビジネスモデルの新たな展開(改定版)』、渡辺龍也「第 11 章 フェアトレードと倫理的消費の 10 年——全国調査から明らかになったその動向」(明石書店、2023 年)に収録されている。

また、フェアトレードタウンの認定都市数(2023 年央)は(多い順で)、ドイツ 843、英国 408、ベルギー 249、オーストリア 231、オランダ 78、アメリカ 52、等、日本は 6 である。フェアトレード大学の認定数は、米国 108、英国 50、ドイツ 44、カナダ 42、スペイン 18、フランス 11、フィンランド 8、等、日本 5 大学である。



めねばならない。

そのためには、まず、「公益」という言葉には気をつけたい。publicを「公」ではなく、必ず「公共」という言葉を思い起し、public interestは、公共益という言葉として認識するようにしたい。

日本で最初に公共という言葉を紹介した横井小楠は、公共の「公」は「公正・公平」、「共」は「共なる精神」と、その意味を説明している。天皇制による「公」中心の社会を作ってきたため、「公」と言う言葉からは、政府・国（昔は天皇）を第一義に入ってきてしまうのだが、公共とは「公正・公平で共なる精神」のことと思うと、素直に受け入れられる。

しかし、public interestについては、やはり「公共益」という言葉でありたい。「公正・公平で共なる精神に基づく益」こそやはり公共益だ。「公益」はやはりその時の政府が主張する国益・政府益と同じ意味では決してないのだ。公（政府）を担う政治家たちは、必ず墮落していくからである。

「公共」と「公」、この二つの言葉は明確に区別して使うようにし、公共の益は公共益という言葉を使うように皆がしていけば、いつか日本語として公認されるかもしれない。

そして、誰もが出会い、コミュニケーションし、自由に熟議する場としての「公共圏」とは何かをいつも問いかけていこう。そうすれば日本も、一層よりよい、住みやすい社会に向かっていくに違いないと思うのだ。